

## 日常生活用具給付等事業費用負担徴収基準額表

区 分	世 帯 の 収 入 状 況		申請品目に対する 自己負担率(定率)	上限負担額
生活保護	生活保護受給世帯		0円	/
低所得世帯	市町村民税非課税世帯			
中間所得世帯1	市町村民税課税世帯	市町村民税(所得割) 3万3千円未満	1割	37,200円
中間所得世帯2		市町村民税(所得割) 3万3千円以上23万5千円未満	2割	
一定所得以上1		市町村民税(所得割) 23万5千円以上46万円未満	3割	なし
一定所得以上2		市町村民税(所得割) 46万円以上	全額	/

- ※1 申請品目の価格(基準額)に、区分ごとに自己負担率(定率)を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)を徴収する。
- ※2 前記にかかわらず、ストマ用装具の申請で、2部位以上に使用している者の費用負担徴収額は、区分ごとに自己負担率(定率)を乗じて得た額を2分の1の額(1円未満の端数は切り捨て)に軽減する。
- ※3 世帯の収入状況については、個人市民税における15歳以下の年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止がなかったものと見なして算定した市民税(所得割)額を使用する。